

横須賀市報

号外第5号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例

- ◇市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会条例…………… 2
- ◇指定管理者選考委員会等条例中一部改正…………… 3
- ◇職員定数条例中一部改正…………… //
- ◇職員給与条例等中一部改正…………… //
- ◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正…………… //
- ◇手数料条例中一部改正…………… //
- ◇横須賀市国民健康保険条例中一部改正…………… 6
- ◇福祉援護センター条例中一部改正…………… //
- ◇横須賀市介護保険条例中一部改正…………… //
- ◇指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等中一部改正…………… 7
- ◇環境基本条例中一部改正…………… 8

- ◇みどりの基本条例中一部改正…………… //
- ◇都市公園条例中一部改正…………… //
- ◇横須賀港湾湾施設使用条例中一部改正…………… 9
- ◇市営住宅条例中一部改正…………… 10
- ◇建築物駐車施設条例中一部改正…………… //
- ◇地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正…………… //
- ◇水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等中一部改正…………… 14
- ◇横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例…………… 15
- ◇学校給食センター条例…………… //
- ◇横須賀市立看護専門学校条例中一部改正…………… //

告 示

- ◇令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第14号)ほか1件について…………… //

本号で公布された条例のあらまし

◇市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会条例(条例第3号)

1 市街地再開発事業等に係る検討業務を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会について必要な事項を定める。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例(条例第4号)

1 猿島公園の指定管理者の選考を行うため、猿島公園指定管理者選考委員会を附属機関として設置する。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇職員定数条例の一部を改正する条例(条例第5号)

1 執行体制の見直し、業務の見直しなどに伴い、職員の定数について、教育委員会の事務部局及び学校等の職員1人を増やし、市長の事務部局の職員28人、上下水道局の職員4人、消防職員4人を減らす。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇職員給与条例等の一部を改正する条例(条例第6号)

1 平成22年度の給与改定における一部の職員に対する減額措置及び平成28年度の給与改定に係る経過措置の期間を延長する。

2 施行期日 公布の日(令和3年3月29日)

◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 令和2年人事院勧告に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改める。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇手数料条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴い、新たに建築物エネルギー消費性能適合性判定を要することとなる対象建築物について、当該判定の申請に対する審査に係る手数料を設ける。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例(条例第9号)

1 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定の規定を改める。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇福祉援護センター条例の一部を改正する条例(条例第10号)

1 生活介護等の事業の規定を改める。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 令和3年度から令和5年度までの介護保険料を改める。

2 令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を設ける。

3 保健福祉事業の規定を設ける。

4 施行期日 令和3年4月1日

◇指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第12号)

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、内容及び手続の同意の規定を改める。

2 施行期日 令和3年4月1日

◇環境基本条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 地球温暖化及び気候変動に対応するための措置の規定を設ける。
- 2 施設の整備等の目的を明確にする。
- 3 施行期日 令和3年4月1日
- みどりの基本条例の一部を改正する条例(条例第14号)
- 1 公園等の活用の推進の規定を設ける。
- 2 施行期日 令和3年4月1日
- 都市公園条例の一部を改正する条例(条例第15号)
- 1 追浜公園軟式野球場を廃止する。
- 2 しょうぶ園駐車場等の使用料を改定する。
- 3 猿島公園等の管理を指定管理者に行わせる。
- 4 よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーを有料公園施設とする。
- 5 施行期日 令和3年4月1日。ただし、3については令和4年4月1日、4については規則で定める日
- 横須賀港湾施設使用条例の一部を改正する条例(条例第16号)
- 1 新港1号岸壁及び新港2号岸壁の使用料を改定する。
- 2 施行期日 令和3年7月1日
- 市営住宅条例の一部を改正する条例(条例第17号)
- 1 本公郷ハイムの入居者等の使用に係る駐車場の使用料を設ける。
- 2 施行期日 令和3年4月1日
- 建築物駐車施設条例の一部を改正する条例(条例第18号)
- 1 駐車施設における駐車に供する部分の幅員等を改める。
- 2 施行期日 令和3年4月1日
- 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)
- 1 建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を行う区域として、若松町1丁目地区地区整備計画区域を加える。
- 2 湘南国際村地区地区整備計画区域における建築物の用途の制限及びへい等の構造の制限を改める。
- 3 大滝町2丁目地区地区整備計画区域におけるへい等の構造の制限を改める。
- 4 施行期日 令和3年4月1日
- 水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例(条例第20号)
- 1 上町浄化センターの廃止に伴い、上町浄化センターに係る規定を改める。
- 2 施行期日 規則で定める日。ただし、一部については、令和3年4月1日
- 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例(条例第21号)
- 1 横須賀市子ども読書活動推進計画の改定に関し諮問するための附属機関として設置する横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会について必要な事項を定める。
- 2 施行期日 令和3年4月1日
- 学校給食センター条例(条例第22号)
- 1 学校給食の調理等の業務を処理する施設として学校給食センターを設置する。
- 2 施行期日 規則で定める日
- 横須賀市立看護専門学校条例の一部を改正する条例(条例第23号)
- 1 授業料、入学検定料及び入学金について、特別の事由があるときは、徴収を猶予し、また、還付することができることとする。
- 2 施行期日 令和3年4月1日

条 例

市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第3号

市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 市街地再開発事業等に係る検討業務を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、市街地再開発事業等に係る検討業務事業者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識を有する者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の審議期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び臨時委員(委員又は臨時委員の職を退いた者も含む。)並びに前条の規定により委員会に出席した者は、

委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。
(その他の事項)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第4号

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例

指定管理者選考委員会等条例(平成25年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中第29項を第30項とし、第16項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、第15項の次に次の1項を加える。

16 猿島公園指定管理者選考委員会

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第5号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和26年横須賀市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,130」を「2,102」に、「326」を「322」に、「475」を「476」に、「503」を「499」に、「3,479」を「3,444」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第6号

職員給与条例等の一部を改正する条例

(職員給与条例の一部改正)

第1条 職員給与条例(昭和26年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第30項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

(職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第7号

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第8号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第7第1項第4号ウ列記以外の部分中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ウ中「(カ)」を「(キ)」とし、「(オ)」を「(カ)」とし、「(エ)」を「(オ)」とし、「(ウ)」を「(エ)」とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円

別表第7第3項第3号ア(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号ア(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

別表第7第3項第3号イ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号イ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14万円

別表第7第3項第4号列記以外の部分中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号ア(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号ア(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号ア(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同号ア(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

別表第7第3項第4号イ列記以外の部分中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イ(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号イ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メー

トルを超え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未
満」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)
の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 30万円

別表第7第3項第4号イを同号ウとし、同号アの次に次のよ
うに加える。

イ ア以外の場合において、基準省令第10条第1号イ
(2)及びロ(2)に規定する基準(工場等にあつて
は、同号ロ(2)に規定する基準)による評価方法
(以下「省エネ誘導基準モデル建物法」という。)に
基づき非住宅部分についてエネルギー消費量の算定を
行った場合

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
97,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 12万円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平
方メートル未満のもの 16万円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平
方メートル未満のもの 25万円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000
平方メートル未満のもの 33万円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの 39万円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
46万円

別表第7第3項第11号ア(ア)中「以内」を「未満」に改
め、同号ア(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号ア
(カ)を同号ア(キ)とし、同号ア(オ)中「を超える」を「以
上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(オ)を同号ア
(カ)とし、同号ア(エ)中「を超える」を「以上」に、「以
内」を「未満」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同
号ア(ウ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に
改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300
平方メートルを超える」を「1,000平方メートル以上」に、「以
内」を「未満」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同
号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 8,500円

別表第7第3項第11号イ(ア)中「以内」を「未満」に改
め、同号イ(カ)中「を超える」を「以上の」に改め、同号イ
(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「を超える」を「以
上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(オ)を同号イ
(カ)とし、同号イ(エ)中「を超える」を「以上」に、「以内」
を「未満」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ
(ウ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に改
め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「300
平方メートルを超える」を「1,000平方メートル以上」に、「以
内」を「未満」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同
号イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 7万円

別表第7第3項第11号ウ及びエ中「(カ)」を「(キ)」に
改める。

別表第7第3項第12号列記以外の部分中「エ」を「カ」に改
め、同号ア(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号ア(カ)
中「を超える」を「以上の」に改め、同号ア(カ)を同号ア
(キ)とし、同号ア(オ)中「を超える」を「以上」に、「以
内」を「未満」に改め、同号ア(オ)を同号ア(カ)とし、同
号ア(エ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に
改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「を
超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号ア(ウ)
を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートルを超
え」を「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に
改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に

次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 8,500円

別表第7第3項第12号エ中「場合」の次に「であり、かつ、
省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消
費量の算定を行った場合」を加え、「第4号イの(ア)から
(カ)まで」を「第4号ウの(ア)から(キ)まで」に改め、
同号エを同号カとし、同号カの前に次のように加える。

オ 床面積を増加した部分について非住宅建築物等適合
証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準
モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行っ
た場合 床面積に同じ、第4号イの(ア)から(キ)
までに規定する額

別表第7第3項第12号ウ中「(カ)」を「(キ)」に改め、
同号ウを同号エとし、同号イ列記以外の部分中「場合」の次に
「であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基
づきエネルギー消費量の算定を行った場合」を加え、同号イ
(ア)中「以内」を「未満」に改め、同号イ(カ)中「を超える」
を「以上の」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、
同号イ(オ)中「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」
に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中
「を超える」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ
(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「を超える」を「以
上」に、「以内」を「未満」に改め、同号イ(ウ)を同号イ
(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートルを超える」を
「1,000平方メートル以上」に、「以内」を「未満」に改め、
同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のよ
うに加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 15万円

別表第7第3項第12号イを同号ウとし、同号アの次に次のよ
うに加える。

イ 床面積を増加した部分に該当しない部分について非
住宅建築物等適合証が提出されない場合であり、かつ、
省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー
消費量の算定を行った場合

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
48,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 6万円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平
方メートル未満のもの 8万円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平
方メートル未満のもの 125,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの 165,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの 195,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
230,000円

別表第7第3項第21号ウ及びエ中「(カ)」を「(キ)」に
改める。

別表第7第6項第1号列記以外の部分中「第30条第1項」を
「第35条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に
改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、
(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ア(イ)中
「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号
ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のよ
うに加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 26,000円

別表第7第6項第1号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を
(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号
イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に
改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に
次のように加える。

<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 31,000円</p> <p>別表第7第6項第1号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11万円</p> <p>別表第7第6項第1号エ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 29万円</p> <p>別表第7第6項第1号の2中エをキとし、ウをカとし、イをオとし、同号ア中「80,000円」を「81,000円」に改め、同号アを同号エとし、同号エの前に次のように加える。</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>別表第7第6項第2号列記以外の部分中「ク」を「コ」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,000円</p> <p>別表第7第6項第2号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,500円</p> <p>別表第7第6項第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 55,000円</p> <p>別表第7第6項第2号エ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 145,000円</p> <p>別表第7第6項第2号オからクまでの規定中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>ケ アからエまでに掲げる区分においてエネルギー消費量の算定を行う部分が他の建築物である場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4,800円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 8,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 40,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方</p>	<p>メートル未満のもの 65,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 8万円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 10万円</p> <p>コ オからクまでに掲げる区分においてエネルギー消費量の算定を行う部分が他の建築物である場合 床面積に応じ第1号の2アからキまでに規定する額</p> <p>別表第7第6項第4号列記以外の部分中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条認定」を「第34条認定」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア列記以外の部分中「基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に規定する基準による評価方法(以下「省エネ誘導基準モデル建物法」という。))を「省エネ誘導基準モデル建物法」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号ア(ア)中「9,400円」を「9,600円」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、同号ア(ウ)中「8万円」を「81,000円」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>別表第7第6項第4号イ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11万円</p> <p>別表第7第6項第4号ウ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号エ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号エ(イ)を同号エ(ウ)とし、同号エ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 29万円</p> <p>別表第7第6項第4号オ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号オ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号オ(イ)を同号オ(ウ)とし、同号オ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>別表第7第6項第4号カ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号カ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号カ(イ)を同号カ(ウ)とし、同号カ(ア)の次に次のように加える。</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14万円</p> <p>別表第7第6項第4号キ中「4,700円」を「4,900円」に改め、同項第5号中「第29条認定」を「第34条認定」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第5号の2中「第29条認定」を「第34条認定」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項第6号列記以外の部分中「第29条認定」を「第34条認定」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第7号列記以外の部分中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条認定」を「第36条認定」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア(ア)中「4,700円」を「4,800円」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、同号ア(ウ)中「4万円」を「40,500円」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「300</p>
---	--

平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 8,500円

別表第7第6項第7号イ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ウ(イ)を同号ウ(ウ)とし、同号ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 55,000円

別表第7第6項第7号エ及びオ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号カ中「第4号ウの(ア)から(カ)まで」を「第4号アの(ア)から(キ)まで」に改め、同号キ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号キ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号キ(イ)を同号キ(ウ)とし、同号キ(ア)の次に次のように加える。

(イ)床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 145,000円

別表第7第6項第7号ク中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ケ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、同号ケ(エ)中「65,500円」を「65,000円」に改め、同号ケ(エ)を同号ケ(オ)とし、同号ケ(ウ)を同号ケ(エ)とし、同号ケ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ケ(イ)を同号ケ(ウ)とし、同号ケ(ア)の次に次のように加える。

(イ)一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 8,500円

別表第7第6項第7号コ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号サ中(カ)を(キ)とし、(オ)を(カ)とし、(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同号サ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号サ(イ)を同号サ(ウ)とし、同号サ(ア)の次に次のように加える。

(イ)一戸建ての住宅以外の住宅で、床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7万円

別表第7第6項第7号シ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ス中「2,350円」を「2,450円」に改め、同項第8号中「31条認定」を「36条認定」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第8号の2中「31条認定」を「36条認定」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「29条認定」を「34条認定」に改め、同項第9号列記以外の部分中「31条認定」を「36条認定」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項第10号列記以外の部分中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号ア及びイ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ウ中「(エ)」を「(キ)」に改め、同号オ中「第3項第8号イ」を「第3項第10号イ」に改め、同項第11号列記以外の部分中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「36条認定」を「41条認定」に、「ク」を「ツ」に改め、同号ア中「第29条認定」を「34条認定」に、「(カ)」を「(キ)」に改め、同号イからエまでの規定中「(カ)」を「(キ)」に改め、同号オ中「第29条認定」を「34条認定」に改め、同号キ中「省エネ性能基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った」を削り、「(カ)」を「(キ)」に改め、同号ク中「省エネ性能基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った」を削り、「(カ)」を「(キ)」に改め、同号中チ及びツを削り、テをチとし、トをツとし、同号ナ中「チ及びテ」を「キ及びチ」に改め、同号ナを同号テとし、同号ニ中「ツ及びト」を「ク及びツ」に改め、同号ニを同号トとし、同号ヌ中「チ及びテ」を「キ及びチ」に改め、同号ヌを同号ナとし、同号ネ中「チ及びト」を「キ及びツ」に改め、同号ネを同号ニとし、同項第12号中「36条認定」を「41条認定」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第9号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例(昭和34年横須賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第314条の2第2項に規定する」を「第314条の2第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改める。

第19条の2第1項中「本条」を「この条」に、「地方税法第314条の2第2項に規定する」を「令第29条の7第5項第1号に規定する地方税法第314条の2第2項第1号に定める」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の国民健康保険料から適用し、令和2年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

福祉援護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第10号

福祉援護センター条例の一部を改正する条例

福祉援護センター条例(平成23年横須賀市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、同条第13項に規定する就労移行支援」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第11号

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例

横須賀市介護保険条例(平成12年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 削除」を「第5章 保健福祉事業(第10条)」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第10条 市は、法第115条の49に規定する要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業その他の保健福祉事業を行うことができる。

第11条各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第1号及び第2号中「33,000円」を「34,800円」に改め、同条第3号中「46,200円」を「48,720円」に改め、同条第4号中「49,500円」を「52,200円」に改め、同条第5号中「56,100円」を「59,160円」に改め、同条第6号中「66,000円」を「69,600円」に改め、同条第7号列記以外の部分中「72,600円」を「76,560円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同条第8号列記以外の部分中「79,200円」を「83,520円」に改め、同条第9号列記以外の部分中「85,800円」を「90,480円」に改め、同条第10号列記以外

の部分中「92,400円」を「93,960円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同条第11号列記以外の部分中「99,000円」を「104,400円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同条第12号列記以外の部分中「105,600円」を「118,320円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第13号列記以外の部分中「112,200円」を「125,280円」に改め、同条第14号列記以外の部分中「118,800円」を「132,240円」に改め、同条第15号列記以外の部分中「125,400円」を「139,200円」に改め、同条第16号列記以外の部分中「132,000円」を「146,160円」に改め、同条第17号中「138,600円」を「153,120円」に改める。

附則第5条を次のように改める。

(保険料率の特例)

第5条 第11条第1号及び第2号の規定にかかわらず、令第39条第1項第1号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は、20,880円とする。

2 第11条第3号の規定にかかわらず、令第39条第1項第2号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は、31,320円とする。

3 第11条第4号の規定にかかわらず、令第39条第1項第3号に掲げる者の令和3年度から令和5年度までの保険料率は、48,720円とする。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第11条(第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第7号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の横須賀市介護保険条例の規定は、令和3年度分の介護保険料から適用し、令和2年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第12号

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例(平成30年横須賀市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、当該入所申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(介護老人保健施設の人員等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例(平成30年横須賀市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該入所申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人々の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定める条例(平成30年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、当該患者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人々の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

(介護医療院の人員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 介護医療院の人員等に関する基準を定める条例(平成30年横須賀市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第4条に後段として次のように加える。

この場合において、当該入所申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人々の知覚によって認識することができない方法をいう。)により同意を得ることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第13号

環境基本条例の一部を改正する条例

環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第23条」に、「第22条」を「第24条」に、「第23条」を「第25条」に改める。

前文中「地球温暖化やオゾン層」を「気候変動、オゾン層」に、「保全等」を「喪失、海洋汚染等」に、「地球規模」を「地球規模」に、「多様化し」を「顕在化し」に、「拡大し」を「深刻化し」に改める。

第4条第3項中「地球規模」を「地球規模」に改める。

第8条第3号中「及び低炭素社会を構築する」を「を構築し、及び脱炭素社会への移行を進める」に改める。

第9条第3項中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第14条の見出しを「(施設整備等の推進)」に改め、同条中「廃棄物の処理施設及び公園、緑地等の整備」を「環境の保全に資する廃棄物処理施設その他の公共施設及び良好な環境の保全と創造による快適な市民生活の保持に資する公園等の整備等」に改める。

第23条を第25条とする。

第4章中第22条を第24条とする。

第3章中第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条中「第16条」を「第18条」に改め、同条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とし、同条の前に次の1条を加える。

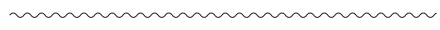
(気候変動への対応)

第17条 市は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化を主な要因とした気候変動に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

第15条の2を第16条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



みどりの基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第14号

みどりの基本条例の一部を改正する条例

みどりの基本条例(平成23年横須賀市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第17条」に、「第17条―第22条」を「第18条―第23条」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に改める。

第9条第4項中「第22条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第13条の見出し中「緑化等」を「緑化」に改め、同条中「市民の健康の増進、交流の促進及びみどりとのふれあい」を「みどり豊かな都市の実現」に、「公園等の市の施設について整備及び活用を推進するとともに」を「公園」に改める。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第22条中「第17条」を「第18条」に改め、第4章中同条を第23条とし、第17条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

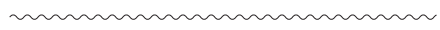
第3章中第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(公園等の活用の推進)

第14条 市は、市民の心身の健康増進、人々の交流促進及び活気あふれるまちづくりのために、公園等について、施設の特性に応じ適切な維持管理、運営管理及び整備を推進するものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第15号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「猿島公園及び」を削り、同条第2項中「ヴェルニー公園駐車場」を「よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー、ヴェルニー公園駐車場、三笠公園駐車場、走水水源地公園駐車場」に改め、同条第4項及び第5項中「長井海の手公園駐車場」を「よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー、長井海の手公園駐車場」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「猿島公園及び」を削る。

第20条第1項ただし書中「及びしょうぶ園駐車場の使用料」を削る。

別表第1中「三笠公園」を「三笠公園 平和中央公園」に、「大津公園」を「大津公園 走水水源地公園 旗山崎公園」に、「くりはま花の国」を「くりはま花の国 野比かがみ田緑地」に改める。

別表第2 追浜公園の項を次のように改める。

追浜公園	硬式野球場 室内投球場 庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時まで
	公園 駐車場	通年	午前5時から午後9時30分まで
	臨時 駐車場	指定管理者が定める日	指定管理者が定める時間

別表第2 ヴェルニー公園の項を次のように改める。

ヴェルニー公園	よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー	指定管理者が定める日	指定管理者が定める時間
	駐車場	通年	午前8時30分から午後5時30分まで

別表第2しょうぶ園の項を次のように改める。

しょうぶ園	ホール談話室和室	1月4日から12月28日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 (1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)。ただし、4月から6月までの期間を除く。 (2) 休日の翌日(その日が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、火曜日)。ただし、4月から6月までの期間を除く。	1月から4月まで及び9月から12月まで	午前9時から午後5時まで
			5月から8月まで	午前9時から午後7時まで
	駐車場	通年	午前5時から午後9時まで	

別表第2大津公園の項に次のように加える。

走水水源地公園	駐車場	通年	午前5時から午後9時まで。ただし、入場は、午前5時から午後8時までとする。
---------	-----	----	---------------------------------------

別表第3第1号オ中「有料公園施設()」の次に「よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー及び」を加える。

別表第3第1号キを同号クとする。

別表第3第1号カの表追浜公園臨時駐車場西公園臨時駐車場の項中「西公園臨時駐車場」を「不入斗公園第1駐車場 大津公園臨時駐車場 佐原2丁目公園第1駐車場」

に、

1回につき	320
-------	-----

を

1回30分まで	0
1回30分を超え2時間まで	320
1回2時間を超えた場合は、320円に2時間を超えた時間30分までごとに50円を加算する。ただし、620円を超えるときは、620円とする。	

に改め、同表不

入斗公園第1駐車場大津公園臨時駐車場佐原2丁目公園第1駐車場の項を削り、同表しょうぶ園駐車場の項を次のように改める。

しょうぶ園駐車場	普通	1月から3月まで及び7月から12月まで	1回30分まで	100
			1回30分を超えた場合は、100円に30分を超えた時間30分までごとに100円を加算する。ただし、600円を超えるときは、600円とする。	
	大型	4月から6月まで	1回1時間まで	320
		通年	1回1時間を超えた場合は、320円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。	
	大型	通年	1回につき	2,100

別表第3第1号カの表馬堀海岸公園駐車場の項の次に次のように加える。

走水水源地公園駐車場	普通	1回30分まで	210
		1回30分を超えた場合は、210円に30分を超えた時間30分までごとに210円を加算する。ただし、1,680円を超えるときは、1,680円とする。	

別表第3第1号カの表に次のように加える。

西公園臨時駐車場	普通	1回につき	320
	大型	1回につき	2,100

別表第3第1号カを同号キとし、同号オの次に次のように加える。

カ 有料公園施設(よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーに限る。)の観覧料

有料公園施設の種類	単 位	金 額
よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービー	1回につき	円 200

別表第3第2号キ中「同号キ」を「同号ク」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第4条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同条第2項の改正規定(よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーに係る部分を除く。)並びに第9条第1項各号列記以外の部分及び別表第1の改正規定 令和4年4月1日
(2) 第4条第2項の改正規定(よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸ムービーに係る部分に限る。)、同条第4項及び第5項、別表第2ヴェルニー公園の項並びに別表第3第1号オの改正規定、同号キを同号クとする改正規定、同号カを同号キとし、同号オの次にカを加える改正規定並びに同表第2号キの改正規定 規則で定める日
- この条例の施行の日から前項第1号に規定する日の前の日までの間における有料公園施設に関する都市公園条例第12条第2項、第8項及び第9項の規定の適用については、これらの規定中「燈明堂緑地駐車場」とあるのは「走水水源地公園駐車場、燈明堂緑地駐車場」とする。

横須賀港湾施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第16号

横須賀港湾施設使用条例の一部を改正する条例
横須賀港湾施設使用条例(昭和28年横須賀市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1岸壁、棧橋、物揚場の項を次のように改める。

岸壁、棧橋、物揚場	定期船 船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに	5円
	定期船以外の船舶 船舶の総トン数1トンごと 係留24時間までごとに	11円
	ただし、新港1号岸壁及び新港2号岸壁 にあつては、次のとおり(算出した額に 1円未満の端数があるときは、これを切り 捨てる。)とする。 船舶の総トン数1トン(当該数に1ト ン未満の端数があるときは、これを切り 上げる。)ごと	
	係留12時間まで	10.05円
	係留12時間を超える場合は、超過時 間12時間までごとに	6.7円

別表第1備考に関する部分第5項中「の係留施設」の次に「(新港1号岸壁及び新港2号岸壁を除く。)」を加え、同部分第10項中「使用料金」の次に「(新港1号岸壁及び新港2号岸壁のものを除く。)」を加える。

附則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第17号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例(平成9年横須賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第3本公郷改良アパートの項の次に次のように加える。

本公郷ハイム	10,200	1区画の面積に1平方メートル当たり816円を乗じて得た額
--------	--------	------------------------------

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

建築物駐車施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第18号

建築物駐車施設条例の一部を改正する条例

建築物駐車施設条例(昭和42年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2.5メートル以上奥行6メートル」を「2.3メートル以上奥行5メートル」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第19号

地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和63年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の51の項の次に次のように加える。

52	若松町1丁目地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された若松町1丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----	----------------	--

別表第2第1項の表(8)の項中「生垣又は網状その他これら」を「網状その他これ」に改め、同表第9項から第11項までの規定及び同表第14項の表(8)の項中「生垣、網状その他これら」を「網状その他これ」に改め、同表第15項の表制限事項の項中

「

研修施設地区

」を「

交流施設地区

」に改め、同表(1)の項を次のよ

うに改める。

						次に掲げる建築物 ア 長屋 イ 共同住宅 ウ 寄宿舍 エ 学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。) オ 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	次に掲げる建築物 ア 一戸建ての住宅 イ 寄宿舍 ウ 学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。) エ 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童
--	--	--	--	--	--	--	---

		<p>スケート場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するものを除く。)</p> <p>オ 店舗又は飲食店(風俗営業、店舗型風俗特殊営業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業(以下「店舗型電話異性紹介営業」という。))及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業(以下「特定遊興飲食店営業」という。))の用に供するもの並びに自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。))を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(令第130条の5の2第4号に規定するものを除く。))を以て、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>エ 診療所</p> <p>オ 集会場</p> <p>カ ガソリンスタンド、自動</p>	<p>は飲食店(風俗営業、店舗型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び特定遊興飲食店営業の用に供するもの並びに自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。))を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(令第130条の5の2第4号に規定するものを除く。))を以て、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>エ 診療所</p> <p>オ 集会場</p> <p>カ ガソリンスタンド、自動</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 集会所</p> <p>ウ 公益上必要な建築物</p> <p>エ アからウまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50平方メートル以下である</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 長屋</p> <p>ウ 共同住宅</p> <p>エ 路線バスの停留所の上家</p> <p>オ アからエまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が300平方メートル以下であ</p>	<p>カ サービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。))をいう。以下同じ。)、小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。))又は認知症対応型共同生活介護事業所(同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。))</p> <p>キ 診療所</p> <p>ク 店舗、飲食店そ</p>	<p>童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>オ サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>カ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2各号に掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>キ 兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、カに掲げる用途を兼ねるものに限る。))</p> <p>ク 図書館、博物館又は美術館</p> <p>ケ 集会所</p> <p>コ 診療所</p> <p>サ 消防署</p> <p>シ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合</p>	<p>次に掲げる建築物</p> <p>ア 汚物処理場その他これに類するもの</p> <p>イ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項第3号及び第5号から第9号までに掲げる施設</p> <p>ウ 公益上必要な建築物</p> <p>エ アからウまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車庫で当該自動</p>
--	--	--	--	--	---	--	---	---

(1)	用途の制限	<p>建築物に附属するもの。ただし、自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）</p>	<p>のを除く。）をのうちの延べ面積の2分の1以上をアからエまでに掲げる用途に供し、かつ、店舗又は飲食店の用途に供する床面積の合計が500平方メートル以内のもの カ 寄宿舍 キ 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ク 診療所又は病院 ケ 路線バスの停留所の上家 コ 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4第5号に規定するもの サ アからコまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する部分を除く。）</p>	<p>車用液化石油ガススタンド、プロパンガス販売所、灯油販売所その他これらに類するもの キ 自動車修理工場 ク 法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物(以下「公益上必要な建築物」という。) ケ アからクまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する部分を除く。）</p>	<p>場合には、その値を減じた値を加えた値が600平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計を超えないもの(2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p>	<p>場合には、その値を減じた値を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計を超えないもの(2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p>	<p>の他にこれらに類する用途に供するものうち令第130条の5の2各号に掲げるもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。))で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(延べ面積の2分の1以上をア及びイに掲げる用途に供するものに限る。) ケ 集会所 コ 公益上必要な建築物 サ アからコまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内</p>	<p>にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの セ 公益上必要な建築物 ソ アからセまでに掲げる建築物に附属するもの。ただし、自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(延べ面積の2分の1以上をア及びイに掲げる用途に供するものに限る。)</p>	<p>自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)</p>
-----	-------	--	--	---	---	---	---	--	--

			供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積を超えないもの（2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）	ないもの（2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。）			た値)を加えた値が3,000平方メートル(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。))の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計を超えないもの(2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)	築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計を超えないもの(2階以上の部分を自動車車庫の用途に供するものを除く。)
--	--	--	--	----------------------------------	--	--	--	---

別表第2第15項の表(8)の項を次のように改める。

(8)	へい等の構造の制限	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下(学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するもの)の高さにあつては、この限りでない。)の網状その他これに類する形状のもの	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下(学校、テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するもの)の高さにあつては、この限りでない。)の網状その他これに類する形状のもの	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、ガソリンスタンド、自動車用液化ガススタンド、プロパンガス販売所、灯油販売所その他これらに類するもの周囲に設けるもので、当該施設の設置に関する法令等での設置が義務付けられているものにあつては、この限りでない。	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下の網状その他これに類する形状のもの	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下(学校の周囲に設けるへい等の高さにあつては、この限りでない。)の網状その他これに類する形状のもの	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下(学校の周囲に設けるへい等の高さにあつては、この限りでない。)の網状その他これに類する形状のもの	へい等は、地盤面からの高さが1.2メートル以下(テニスコート、運動場その他これらに類する用途に供するもの)の高さにあつては、この限りでない。)の網状その他これに類する形状のもの
-----	-----------	---	---	--	--	--	---	---	--

別表第2第16項から第22項までの規定中「生垣、網状その他これら」を「網状その他これ」に改め、同表第23項の表(1)の項中「(平成9年法律第123号)」を削り、同表(8)の項中「生垣又は」を削り、同表第24項の表(8)の項及び同表第25項の表(8)の項中「生垣、網状その他これら」を「網状その他これ」に改め、同表第26項から第38項までの規定中「生垣又は」を削り、同表第39項の表(8)の項中

へい等の構造の制限	へい等を設けてはならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 危険物の貯蔵又は処理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの イ ごみ集積場の周囲に設けるもの
-----------	--

へい等の構造の制限	へい等を設けてはならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 ア 危険物の貯蔵又は処理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの イ ごみ集積場の周囲に設けるもの
-----------	--

改め、同表第40項から第46項までの規定中「生垣又は」を削り、同表第47項の表(1)の項中「(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業を行う施設をいう。以下同じ。)」及び「(昭和38年法律第133号)」を削り、同表(8)の項中「生垣又は」を削り、同表第48項から第51項までの規定中「生垣又は」を削り、同表に次の1項を加える。

52 若松町1丁目地区地区整備計画区域

制限事項	計 画 地 区	
	若 松 町 1 丁 目 地 区	
(1) 建築物の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの ア 一戸建ての住宅又は長屋 イ 共同住宅(4階以下の階に住戸を有するものに限る。) ウ 寄宿舎又は下宿 エ 勝馬投票券販売所、場外車券売場又は勝舟投票券発売所 オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用に供するもの カ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの キ 自動車教習所 ク 倉庫業を営む倉庫 ケ 畜舎で、床面積の合計が15平方メートルを超えるもの コ 工場(法別表第2(へ)項第2号及び同表(と)項第3号に規定するものに限る。)	
(2) 建築物の容積率の最高限度	10分の100。ただし、共同住宅の用途に供する部分の床面積(容積率の対象となる部分に限る。)の合計は、建築物の延べ面積(容積率の対象となる部分に限る。)の合計の2分の1以上とする。	
(3) 建築物の遮蔽率の最高	10分の7(法第53条第6項第1号に規定する建築物にあっては、10分の9とす	

	限度	る。)
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
(5)	壁面の位置の制限	道路境界線から1メートル(地盤面からの高さが35メートルを超える外壁等の部分にあっては、都市計画道路3・4・4号大滝上町線の道路境界線までの距離は5メートルとする。)。ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 ア 道路内の建築物、道路上空に設けられた横断歩道橋等に接続する歩行者専用デッキその他これらに類するもの イ 歩行者の通行の用に供する部分の上部に設置される屋根又は庇の先端部に設ける外壁等 ウ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4各号に規定する公益上必要な建築物
(6)	建築物の高さの最高限度	
(7)	建築物の形態又は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の制限	

別表第3若松町3丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

若松町1丁目地区地区整備計画区域	若松町1丁目地区	建築物の容積率の最低限度	10分の20
		建築物の建築面積の最低限度	200平方メートル
		建築物の高さの最低限度	地盤面から20メートル

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第20号

水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例等の一部を改正する条例

(水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例の一部改正)

第1条 水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例(平成25年横須賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表横須賀市浄化センター運転管理等業務委託事業者選定委員会の項中「、上町浄化センター」を削る。
(横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例の一部改正)

第2条 横須賀市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例(昭和48年横須賀市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「、下町浄化センター又は上町浄化セン

ター」を「又は下町浄化センター」に改める。
 (横須賀市下水道条例の一部改正)
第3条 横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。
 第9条の3第1項各号列記以外の部分中「、下町浄化センター又は上町浄化センター」を「又は下町浄化センター」に改める。
 第10条第1項各号列記以外の部分中「、下町浄化センター又は上町浄化センター」を「又は下町浄化センター」に改め、同項第6号イ(イ)中「又は上町浄化センター」を削る。

附 則
 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~  
 横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例をここに公布する。  
 令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第21号**

横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会  
条例

(設置)  
**第1条** 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項に規定する市町村子ども読書活動推進計画として策定された横須賀市子ども読書活動推進計画の改定に関し、教育委員会の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)  
**第2条** 委員会は、委員7人以内をもって組織する。  
 2 委員は、市民、学識経験者、専門的知識を有する者、関係団体の代表者並びに小学校及び中学校の校長のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長等)  
**第3条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。  
 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。  
 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)  
**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集する。  
 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)  
**第5条** 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。  
 (その他の事項)

**第6条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

**附 則**  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(この条例の失効)  
 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

~~~~~  
 学校給食センター条例をここに公布する。
 令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第22号

学校給食センター条例

(設置)
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、市立学校における学校給食の調理等の業務を処理する施設として、本市に学校給食センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置及び名称)
第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。
 位置 横須賀市平作5丁目28番10号
 名称 横須賀市学校給食センター

(所長等)
第3条 センターに次の職員を置く。
 (1) 所長
 (2) その他必要な職員
 (その他の事項)

第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則
 この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~  
 横須賀市立看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和3年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第23号**

横須賀市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

横須賀市立看護専門学校条例(平成15年横須賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(減免等)」に改め、同条中「減免する」を「減免し、又はその徴収を猶予する」に改める。  
 第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

**附 則**  
 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**告 示**

**横須賀市告示第56号**

令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第14号)及び同病院事業会計補正予算(第6号)は、3月24日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和3年3月29日  
 横須賀市長 上 地 克 明

令和2年度横須賀市一般会計補正予算(第14号)  
 令和2年度横須賀市の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。  
 (繰越明許費の補正)

**第1条** 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

**第1表 繰越明許費補正**

追 加

(単位 千円)

| 款     | 項         | 事 業 名                      | 金 額       |
|-------|-----------|----------------------------|-----------|
| 衛 生 費 | 保 健 衛 生 費 | 予 防 費<br>(新型コロナウイルス予防接種事業) | 1,350,600 |

## 令和2年度横須賀市病院事業会計補正予算(第6号)

(総則)

第1条 令和2年度横須賀市病院事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和2年度横須賀市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目)          | (既決予定額)     | (補正予定額)   | (計)         |
|----------------|-------------|-----------|-------------|
|                | 収           | 入         |             |
| 第1款 市民病院事業収益   | 2,247,276千円 | 207,000千円 | 2,454,276千円 |
| 第2項 医業外収益      | 1,822,514千円 | 207,000千円 | 2,029,514千円 |
| 第2款 うわまち病院事業収益 | 1,988,291千円 | 479,612千円 | 2,467,903千円 |
| 第2項 医業外収益      | 1,961,056千円 | 479,612千円 | 2,440,668千円 |
| 合 計            | 4,235,567千円 | 686,612千円 | 4,922,179千円 |
|                | 支           | 出         |             |
| 第1款 市民病院事業費用   | 2,581,404千円 | 207,000千円 | 2,788,404千円 |
| 第1項 医業費用       | 2,556,017千円 | 207,000千円 | 2,763,017千円 |
| 第2款 うわまち病院事業費用 | 1,988,291千円 | 479,612千円 | 2,467,903千円 |
| 第1項 医業費用       | 1,959,427千円 | 479,612千円 | 2,439,039千円 |
| 合 計            | 4,569,695千円 | 686,612千円 | 5,256,307千円 |